役員選挙細目

第1条（選挙管理委員会）　本会理事の任期が終了する6か月以内に、理事会は選挙管理委員会を設置し、選挙管理委員会が役員選挙を実施する。

第2条（選挙管理委員会の構成）　選挙管理委員会は、常任理事会が指名した若干名の委員をもって構成する。

第3条（選挙人）　選挙人は一般及び院生・学生を含むすべての正会員とする。

第4条（被選挙人名簿）　選挙管理委員会は、一般及び院生・学生を含む会員名簿によって被選挙人名簿を作成する。ただし、被選挙人は正会員のうち一般のみとする。

第5条（選挙日程の決定）　選挙管理委員会は、役員選挙の日程を決定する。

第6条（選挙の方法）　役員の選挙は、理事候補者を5名、監事候補者を1名選ぶインターネット投票により行う。

第7条（理事及び監事候補者の決定）　選挙管理委員会は、開票の結果、理事候補者上位得票者15名、監事候補者上位2名を当選者として、選挙管理委員長が、当選者に通知し就任意想を確認する。
２．最下位で選任される理事候補者及び監事候補者が複数となった場合、その順位は抽選によって決定する。理事候補者と監事候補者とが、重複当選となった場合、原則として理事候補者としての当選を優先する。
３．当選者が就任を辞退した場合は、次点者の繰り上げ当選とする。

第8条（理事長及び常任理事の選出）　理事長及び常任理事は、理事当選者の中から互選により、４名の常任理事候補者を選ぶインターネット投票によって選出する。ただし１名の常任理事候補者については理事長候補者であると明記する。
２．理事長候補者は上位1名、常任理事候補者は上位５名をもって当選者とし、選挙管理委員長が当選者に通知し就任意想を確認する。また必要に応じて、理事長の指名により常任理事若干名を加えることができる。
３．理事長候補者の最高得票者が複数名となった場合は、再投票とする。
４．最下位で選任される常任理事候補者が複数となった場合、その順位は抽選によって決定する。
５．当選者が就任を辞退した場合は、次点者の繰り上げ当選とする。
６．次年度より新体制が発足する。

第9条（役員の任期）　役員の任期は3年とし、再任を妨げない。

第10条（選挙結果の報告）　選挙管理委員会は総会において選挙結果を報告する。

第11条（改訂）　この細目は、理事会の発議により、総会に諮り改訂する。

附則
1　この細則は、2006年8月6日より施行する。
2　この細則は一部改訂し、2023年11月5日より施行する。
3　この細則は一部改訂し、2026年11月1日より施行する。